

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	藪裏 友則
登録番号又は法人番号	04261284
所属する単位会	大阪府行政書士会
処分内容（種類）	廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。） （会則第 47 条の 2 第 1 項第 3 号）
事務所名称	行政書士藪裏 友則事務所
事務所所在地	大阪府大阪市淀川区宮原 1 丁目 1 5 番 1 8 - 6 0 5 号
処分年月日	令和 7 年 5 月 16 日
上記処分をした理由	被処分者は、使用実態のない事務所所在地を登録したまま所定の変更登録手続を行わず、変更登録義務を履行しなかった。 この行為は、行政書士法第 6 条の 4 および日本行政書士会連合会会則第 44 条第 1 項に明確に違反するものである。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 6 条の 4、日本行政書士会連合会会則第 44 条第 1 項の規定に違反した。